

議案第11号

西脇市下水道条例及び西脇市水道事業給水条例の一部を  
改正する条例の制定について

西脇市下水道条例及び西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条  
例を次のように定める。

令和8年2月24日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

災害その他非常の場合において、市長又は管理者が認めるときは、  
他の市町村長の指定を受けた者等が排水設備及び給水装置の工事を行  
うことができるよう、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市下水道条例及び西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(西脇市下水道条例の一部改正)

第1条 西脇市下水道条例(平成17年西脇市条例第141号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正前	改正後
	(排水設備の工事の設計及び施工) 第5条 排水設備の新設等の工事の設計及び施工(規則で定める軽微なものを除く。以下同じ。)は、規則で定めるところにより市長が指定した排水設備工事業者(以下「指定工事店」という。)でなければ行おうことができない。	(排水設備の工事の設計及び施工) 第5条 排水設備の新設等の工事の設計及び施工(規則で定める軽微なものを除く。以下同じ。)は、規則で定めるところにより市長が指定した排水設備工事業者(以下「指定工事店」という。)でなければ行おうことができない。
2	(略) (占用)	(略)
第23条	(略)	(略)
2	(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
3	(4) 地方公共団体の行う事業で、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件	(4) 地方公共団体の行う事業で、地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

(西脇市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 西脇市水道事業給水条例(平成17年西脇市条例第171号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正前	改正後
	(給水装置工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事業者」という。)が施行する。	(給水装置工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事業者」という。)が施行する。
2	前項の規定により指定給水装置工事業者が給水装置工事を施行する場合は、	前項の規定により指定給水装置工事業者及び他の水道事業者等(以下「指

<p>定給水装置工事業者等」という。)が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ、管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 前項に規定する設計審査及びしゅん工検査については、手数料を徴収する。</p> <p>4 ～6 (略)</p> <p>(指定給水装置工事業者)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する指定工事業者証の交付については、手数料を徴収する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事業者等に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者等が行った給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>あらかじめ、管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する設計審査及びしゅん工検査については、手数料を徴収する。</p> <p>4 ～6 (略)</p> <p>(指定給水装置工事業者)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に規定する指定工事業者証の交付については、手数料を徴収する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事業者等に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者等が行った給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
--	---

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。